

完全支配関係がある法人の間の取引の損益の調整に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()
	・	・		

別表十四(五)

平二十九・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

譲受法人名	1					計
譲渡損益調整資産の種類	2					
譲渡年月日	3	平・・	平・・	平・・	平・・	
譲渡対価の額	4	円	円	円	円	
譲渡原価の額	5					
調整前譲渡利益額 (4)－(5) (マイナスの場合は0)	6					
圧縮記帳等による損金算入額	7					
譲渡利益額 (6)－(7)	8					
当期が譲渡年度である場合の損金算入額 (8)	9					円
譲渡損失額 (5)－(4) (マイナスの場合は0)	10					
当期が譲渡年度である場合の益金算入額 (10)	11					
譲渡利益額の調整	12	(8)のうち期首現在で益金の額に算入されていない金額 (前期の(14))				
	13	当期益金算入額 (簡便法により計算する場合 には、(21)又は(25)の金額)				
	14	翌期以後に益金の額に算入する金額 ((8)又は(12))－(13)				
譲渡損失額の調整	15	(10)のうち期首現在で損金の額に算入されていない金額 (前期の(17))				
	16	当期損金算入額 (簡便法により計算する場合 には、(22)又は(26)の金額)				
	17	翌期以後に損金の額に算入する金額 ((10)又は(15))－(16)				
当期に譲受法人において生じた調整事由	18	譲渡・償却 その他 ()	譲渡・償却 その他 ()	譲渡・償却 その他 ()	譲渡・償却 その他 ()	
簡便法に金 よ算入 当期を 益計 算入 する 額又 場 は合	減価償却資産	償却期間の月数 (譲受法人が適用する耐用年数)×12	19	月	月	月
	償却	当期の月数(当期が譲渡年度である場合には譲渡日から当期の末日までの月数)	20			
	却	当期益金算入額 (8)× $\frac{(20)}{(19)}$	21	円	円	円
	資	当期損金算入額 (10)× $\frac{(20)}{(19)}$	22			
	産	支出の効果の及ぶ期間の月数	23	月	月	月
	繰延	当期の月数(当期が譲渡年度である場合には譲渡日から当期の末日までの月数)	24			
	資	当期益金算入額 (8)× $\frac{(24)}{(23)}$	25	円	円	円
	産	当期損金算入額 (10)× $\frac{(24)}{(23)}$	26			

別表十四(五)の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が法第61条の13《完全支配関係がある法人の間の取引の損益》の規定の適用を受ける場合又は連結法人が法第81条の3第1項（法第61条の13の規定により同項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合に限ります。）《個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入》の規定の適用を受ける場合（適格合併に該当しない合併による合併法人への資産の移転につきこれらの規定の適用を受ける場合を除きます。）に記載します。
- 2 「譲渡利益額の調整」の「当期益金算入額13」又は「譲渡損失額の調整」の「当期損金算入額16」の各欄は、法第61条の13第2項から第4項までの規定により益金の額又は損金の額に算入する金額を記載します。この場合において、令第122条の14第4項第3号、第4号、第6号若しくは第7号《完全支配関係がある法人の間の取引の損益》又は措置法第65条第10項第1号《換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例》若しくは第68条の72第10項第1号《換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例》の規定の適用を受けるときは、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。
- 3 「当期に譲受法人において生じた調整事由18」は、法第61条の13第1項に規定する譲渡損益調整資産（以下「譲渡損益調整資産」といいます。）について生じた令第122条の14第4項各号に掲げる事由を記載します。この場合において、当該譲渡損益調整資産について、措置法第65条第10項又は第68条の72第10項の規定の適用を受けるときは、「その他（ ）」の空欄には、「換地処分等」と記載します。
- 4 措置法第65条第11項又は第68条の72第11項の規定により同法第65条第10項又は第68条の72第10項に規定する適用譲渡損益調整資産（以下「適用譲渡損益調整資産」といいます。）とみなされた減価償却資産についての「簡便法により当期益金算入額又は当期損金算入額を計算する場合」の「19」の記載に当たっては、これらの規定の適用を受ける前の適用譲渡損益調整資産について適用する耐用年数を「譲受法人が適用する耐用年数」として計算します。
- 5 「簡便法により当期益金算入額又は当期損金算入額を計算する場合」の「当期の月数20」及び「当期の月数24」の各欄は、当期が令第122条の14第6項の規定の適用を受ける合併法人の当該適格合併の日の属する事業年度又は連結事業年度である場合には、当該適格合併の日から当該事業年度又は連結事業年度終了の日までの期間の月数を記載します。